○財務省告示第四百十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年十二月二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格	合計
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	九億円	百円	第二十五回
〃	〃	一億円	百円一銭	〃
〃	第十二回	四億円	九十九円二十銭	第三十回
〃	第十四回	十億円	九十八円九十九銭	第三十三回
〃	第十五回	二億円	九十八円七十九銭	第三十八回
〃	第二十回	十五億円	九十九円六十八銭	第三十九回
〃	第十九回	五億円	九十八円九十七銭	第四十三回
〃	第二十回	二十八億円	九十九円六十九銭	第四十五回
〃	第二十一回	十億円	九十九円八十五銭	第四十八回
〃	〃	十一億円	九十九円八十八銭	〃
〃	〃	三十一億円	九十九円九十三銭	〃
〃	第二十二回	五億円	百円八十銭	〃
〃	〃	八億円	百円八十五銭	〃
〃	〃	五億円	百円八十八銭	〃
〃	第二十三回	十億円	百円三十銭	〃

九十九円六十三銭	百億円
九十九円七十三銭	七十五億円
九十七円四十三銭	七十五億円
九十七円二十七銭	十億円
九十六円七十八銭	二十五億円
九十九円四十銭	二十億円
九十九円四十五銭	五十億円
九十九円四十三銭	三十五億円
百一円九銭	百二十五億円
百円五銭	二十億円
百円三十五銭	十億円
百円三十九銭	十億円
百円四十一銭	十億円
百円四十三銭	五億円
百円四十五銭	七十五億円
百円九十三銭	五億円
百円九十五銭	十億円
百三円七十六銭	五億円
百三円七十八銭	一億円
	八百二十億円

○文部科学省告示第百六十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十二年十二月二十四日

文部科学大臣　髙木　義明

上欄		下欄				
名称	関係告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
久能山東照宮本殿	明治四十一年内務省告示第七十六号	久能山東照宮本殿、石の間、拝殿	一棟	本殿　桁行三間、梁間三間、一重、入母屋造、銅瓦葺 附・安鎮法供養具　一一組 各二重箱入り ・釣燈籠　四個 各寛永十八年九月十七日の刻銘があるもの　三 駿河國久能東照大権現の刻銘があるもの　一	久能山東照宮	静岡県静岡市根古屋	静岡県静岡市根古屋
石の間	明治四十五年内務省告示第十号						
拝殿	昭和三十年文化財保護委員会告示第三十五号						
唐門	昭和四十二年文化財保護委員会告示第六十五号			石の間　桁行三間、梁間一間、一重、両下造、銅瓦葺			
東門							
廟門							